

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の統合	<p>平成29年3月29日に規制改革推進会議がとりまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」で掲げられた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）」に従い、省エネ法定期報告とエネルギー消費統計調査を見直し、統合すべきである。</p> <p>省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査は、類似した内容であり、かつ所管が同じ資源エネルギー庁である。同一省庁内であることから、両者の項目を見直すことで、「定期報告対象の事業者は、エネルギー消費統計調査を免除される」等の統合がなされることを継続して要望する。</p>	<p>同一省庁での類似書類は多少書式を見なおしてでも統合すべきと考える。昨年度の所管官庁の検討結果では、「2018年度中に検討（可否判断）し、連携が可能である場合には、2019年度調査から連携させて実施することを目指します。ただし、両者の連携が可能と判断された場合でも、総務省（統計法）との実施に必要な環境整備に要する時間を踏まえ、速やかに行うこととします」とされ、「検討予定」とされたことから、両統計の連携・統合の実現に向けて、経済産業省での検討・実施の進展が望まれる。</p> <p>また、統計法第29条でも、被調査者の負担軽減のために、行政機関が保有する情報（今回の事例では省エネ法の定期報告）の提供を求めている。資源エネルギー庁も両者が類似していることは把握しており、同様のことは各都道府県条例に基づく温室効果ガス削減計画実績にもあてはまる。</p>	<p>統計法</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</p>
2	国の委託研究開発の成果に関わる成果（特許権等）の通知手続きの簡素化	<p>産業技術力強化法第19条（日本版パイドール制度）に基づき、政府委託資金による研究開発から派生した研究成果については委託先（企業等）から委託元（例：NEDOやJST）へ報告する運用になっている。特に知的財産権（特許権等）に関しては、通知手続きが非常に煩雑であるため、簡素化を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託元によらず通知のタイミングや様式を統一（少なくともNEDOとJSTとで統一を図る）。 通知のタイミング削減、または複数事由をまとめたかたちでの通知を可能とする（半年に1度まとめて通知等）。 共同出願人の権利放棄について通知を不要とする。 	<p>(1) 委託元毎に通知のタイミングや様式が異なる 例えば「NEDOは権利化過程で放置する場合には通知は不要であるが、JSTは通知が必要である」、「共同出願の場合、NEDOは代表出願人からの通知で足り、JSTは出願人毎の通知を要する」となっている。</p> <p>(2) 委託元が同じでもプロジェクトにより通知のタイミングが異なる場合もある。 例えば、同じJSTであっても戦略的想像研究推進事業のプロジェクトでは、産業技術力強化法第19条第1項第4号に規定する「特許権等の活用」に支障に及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合」は、特許権等の移転にあたり、あらかじめ国の承認を受ける義務が免除されているのに対し、JSTの未来社会創造事業のプロジェクトでは、産業技術力強化法第19条第1項第4号の規定にもかかわらず、特許権等の親子間移転について事前承認が求められている。また、プロジェクトは複数年度にわたることが多いものの、毎年改定が行われるために、年度によって通知のタイミングや書式が異なる場合がある。</p> <p>(3) 案件毎に複数回の通知手続きが必要 1つの案件（出願・権利）に関し、出願時、登録時、放置／放棄時、権利移転前、権利移転後、実施時等のタイミングで都度の報告が必要であり、加えて出願国毎の通知が求められている。すなわち「複数の通知タイミング×出願国」というように、1つの案件で数多く（多いものでは30回以上）の通知手続きを要し、手続きが非常に煩雑である。 また、契約書を文字通り読めば、知的財産権の実施等に関して自己実施であっても都度報告が求められており、知的財産権の定義には著作権およびノウハウが含まれていることから、委託研究の成果である著作物を複製したり、二次的著作物を作成するたびに、報告が必要となり、現実的ではない。</p> <p>(4) 共同出願人が権利放棄する場合も権利移転に含められ通知手続きが必要 権利移転時に事前承認申請が必要である背景は、わが国の国際競争力の維持に支障を及ぼすおそれがないか否かの確認、研究開発の成果の国外流出を防ぐ目的であり、これは理解できる。しかし、共同出願人が権利を放棄する場合、残りの権利者については既に出願時に共同出願人として通知済みであるうえ、わが国の国際競争力の維持に支障を及ぼすおそれは低く、研究開発成果の国外流出にも該当しないと考える。</p>	<p>産業技術力強化法第19条・法令自体の改正ではなく運用の変更</p>
3	国家プロジェクトにおける入手設備の目的外使用	<p>国家プロジェクト管理機関（NEDO等）ごとの差異をなくし、目的外使用が可能となるよう規制緩和を要望する。 NEDOの約款では原則的に入手設備の目的外使用は禁止されている。NEDOの承認を得て目的外使用できる仕組みにはなっているが、ハードルは非常に高い。一方平成27年3月の競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせによれば、報告書の提出で基本的には問題ない取り決めとなっている。</p>	<p>受託事業のみで、入手設備を100%使用することはなく、一方他の受託事業で、別の用途で当該設備を使用したいケースが多々ある。しかしながら実質的には目的外使用となり使用不可であり、別途設備購入が必要になり、稼働率の低い同様設備を重複して購入することになる。目的外使用は設備の有効活用、国全体としては税金の効率的活用につながる。 また、AMEDは目的外使用は原則問題なく届出で了解されている。 (参考) AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」p38 https://www.amed.go.jp/content/000003262.pdf AMED「研究機器の合理的運用（一時的な他用途での使用）の取扱いについて」スライド2 https://www.amed.go.jp/content/000003659.pdf</p>	<p>NEDO約款 第4章 取得財産の管理等 第20条 第5項</p>
4	二重価格表示基準の明確化	<p>恒久的価格引下げについて、「〇月〇日より×××円から値下げし、△△△円としました」といった形の二重価格表示が可能である旨を明確化すべきである。</p>	<p>「価格表示ガイドライン」では、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（比較対照価格）を併記して表示する二重価格表示について、①同一の商品について「最近相当期間にわたって販売されていた価格」を比較対照価格とする場合には、不当表示に該当するおそれはない、②同一の商品について「最近相当期間にわたって販売されていた価格（最近相当期間価格）」とは言いえない価格を比較対照価格に用いる場合には、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるかなどその内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがある、とされている（価格表示ガイドライン第4、2（1）ア（ア）b）。</p> <p>そして、最近相当期間価格と認められるための要件に関し、(7)比較対照価格に用いようとする価格での販売期間が通算して2週間未満の場合には、最近相当期間価格とは認められない、(4)比較対照価格に用いようとする価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合には、最近相当期間とは認められない、としている（価格表示ガイドライン第4、2（1）ア（ウ））。</p> <p>恒久的な価格引下げを行った場合において、価格引下げ前の価格を比較対照価格とする場合、価格引下げ後2週間経過後には上記(4)に照らし最近相当価格とは認められなくなり、適法な二重価格表示ができなくなる。</p> <p>他方、このような恒久的価格引下げについて、「〇月〇日より×××円から値下げし、△△△円としました」といった表示を行うことについては、上記②における「当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるかなどその内容を正確に表示」したことになるかどうか、明らかではない。</p> <p>そこで、恒久的価格引下げについて、「〇月〇日より×××円から値下げし、△△△円としました」といった形の二重価格表示が可能である旨を明確化すべきである。</p>	<p>消費者庁 価格表示ガイドライン第4「二重価格表示について」</p>
5	毒劇物の販売・購入における「譲受書」の廃止	<p>毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者（メーカー）が毒物や劇物を販売・授与した場合には、譲受人（ユーザー）から必要事項を記載した「譲受書」（電磁的記録も可能）の提供を受けなければならない。譲受書の提供を受けた販売元には5年間の保存義務も課せられている。 譲受書の記載事項は、①毒物や劇物の名称・数量、②販売・授与の年月日、③譲受人情報であるが、これらの情報は通常の商取引で使用する伝票や帳票（取引帳票）で確認できる内容にほかならない。さらに、取引帳票は、「帳簿書類等の保存期間及び保存方法」（国税庁 法人税 No. 5930）に基づき、事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間の保管が義務付けられている。 すなわち、取引帳票には譲受書の必要事項が網羅されているとともに、その保管期間も毒劇物取締法で定める譲渡書の保管期間5年を超えている。したがって、毒劇物法による「譲受書」の管理は、毒物劇物営業者に対して、取引帳票との二重管理を強いている。 そこで、行政手続コスト削減の観点から、毒劇法に基づく譲受書を廃止すべきである。</p>		<p>毒物及び劇物取締法第14条、第15条</p>

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
6	鉱山保安法における「特定施設」に該当する自動車の取り扱いの見直し	<p>鉱山保安法に基づき、鉱業権者が鉱業上使用する施設のうち保安の確保上重要と定められる「特定施設」の設置や変更の工事をしようとするとき、当該鉱業権者は、産業保安監督部長に対して工事計画を届け出なければならない。</p> <p>また、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始することはできない。</p> <p>同法施行規則は別表で特定施設を限定列挙しており、そのなかには、「人を運搬する施設」が含まれている。自動車は、自動車検査証の交付を受けているもの等を除き、特定施設に該当して届出が必要となるため、購入しても1ヶ月以上も利用できない。「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令」で定める技術基準に適合している場合には工事開始までの期間を短縮可能とされており、自動車は、「登録識別情報等通知書」（写し）があれば審査期間の短縮が認められるが、一定期間は利用できない状況に変わりはない。このため、特定施設として登録した車両が故障した場合等で代車を準備したり、更新車両を購入したりしてもすぐには活用できず、鉱山内での人員移動に支障をきたす事態が生じている。</p> <p>そこで、自動車においては、登録識別情報等通知書がある等、技術基準に適合していることが明らかな場合には特定施設から除外する、あるいは、同通知書を添付した届出により即座に使用できるようにすべきである。</p>		鉱山保安法第13条、鉱山保安法施行規則第31条別表第2
7	屋外広告物法ガイドラインの適用除外の明確化	<p>屋外広告物法に基づき、立看板等の可動式広告は「屋外広告物」に該当して規制対象となる。また、同法に基づき、各都道府県等は屋外広告物条例を制定し、届出の対象となる広告物の規格や期間を定めることができる。このため、コンビニエンスストアが来店客の安全対策や近隣住民への注意喚起を目的に設置する「スタンドサイン」や「お願い看板」も屋外広告物とみなされる。さらには、各都道府県等が定める条例についても、市区町村で解釈が異なる場合があり、その場合は自治体に応じた対応をしなければならず、広域で事業活動を行う企業には大きな負担となっている。</p> <p>上記のスタンドサインやお願い看板は、屋外広告物法の目的である「良好な景観の形成」「良好な風致の維持」「公衆に対する危害の防止」に抵触するものではない。そこで、安全対策や近隣住民への配慮を目的に設置する設備については、屋外広告物ガイドラインの「適用除外」に記載のある「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの」に該当することを明確化し、各自治体に周知すべきである。</p>		屋外広告物法第2条、第4条、屋外広告物条例ガイドライン
8	管理医療機器販売機器の対象の見直し	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、管理医療機器を販売・貸与する場合には、営業所毎に、当該営業所の所在地の都道府県知事に対して届出を行わなければならない。他方、一般医療機器は、不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるため、その販売・貸与にあたり特段の申請・届出は不要とされている。</p> <p>管理医療機器に該当するものとして、「治療型絆創膏」及び「入歯安定剤」が存在するが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品とは言えないため、医療機器のクラスを一般医療機器に変更すべきである。</p>		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条
9	特例施設占有制度における事業者の負担軽減	<p>遺失物法に基づき、自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当する事業者は「特例施設占有者」と位置づけられる。特例施設占有者は、拾得者から交付を受けた物件や自ら拾得した物件について、当該物件に関する事項を警察署長に届け出ることにより、自ら保管することができる。</p> <p>膨大な数の遺失物が発生し警察での保管スペースも逼迫するなか、特定施設占有者は警察から自己保管の推進を求められているが、管理コストや保管スペースは警察・事業者ともに限界に達しつつある。また、特例施設占有者は、保管物件に関する事項を記載した帳簿を作成し、3年間保存しなければならないほか、帳簿の作成・記載・保存を怠った場合の罰則規定も存在するなど、システム改修や管理コストも新たに発生し、特例施設占有者制度の本来の目的である負担軽減とはほど遠い状況にある。</p> <p>また、特例施設占有者が保管する遺失物の中には、ビニール傘等の大量安価な物品や明らかに捨てたと思われる物件も含まれており、これらは他の物件に比べて遺失者への返還率が低く、重い義務や責任を負って自己保管を続ける意義に乏しいと考えられる。</p> <p>そこで、特例施設占有者の負担軽減を図る観点から、帳票保管期間を1年に短縮するなどしたうえで、大量安価な物品については、拾得当初から所有権が放棄されたものとみなし、遺失物として取り扱わずに処分可能とすべきである。本要望の実現が困難であれば、遺失物の所有権について、売却時に特例施設占有者に移転すべきである。</p>		遺失物法第20条、第23条、第42条、遺失物法施行規則第39条
10	警備員教育における新たな手法の取り入れと教育時間の緩和	<p>警備業法に基づき、警備業者は自らの警備員に対して、警備員の区分（新任／現任）に応じた教育を行わなければならない。警備業界において、人手不足が深刻化し、生産性の向上が喫緊の課題となるなか、より効果的・効率的な教育を実施する必要がある。</p> <p>そこで、eラーニングの導入による教育手法の合理化を図るとともに、一定の経験を有する者に対する基本教育の時間を緩和（警察官に加えて自衛隊や消防隊の出身者にも緩和対象を拡大）すべきである。</p> <p>なお、経済産業省が所管する「グレーゾーン解消制度」により、警備員指導教育責任者が講義の実施場所に常駐した場合であれば、受講者がeラーニング教材を視聴することで教育することが可能と明らかになった。本要望の前段は、これをさらに進めて、受講者本人による確実な講義の受講を担保したうえで、警備員指導教育責任者が常駐せずとも基本教育をeラーニングで実施することを求めるものである。</p>		警備業法第21条、警備業法施行規則第38条

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
11	交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置基準の見直し	<p>警備業法に基づき、高速自動車国道や自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合、当該業務を実施する場所毎に、交通誘導警備業務に係る1級または2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。法文上は「1人以上」のため、都道府県の公安委員会の判断で複数名の配置を求められる場合もある。警備業界における人手不足に伴い、交通誘導警備員が不足するなか、必要な交通誘導警備員が確保できずに工事が実施できない状況が発生している。</p> <p>I o T (Internet of Things) やA I、ロボット等の新技術が登場するなか、既に交通誘導警備員の判断手法を搭載した交通誘導システムの試行運用が開始されている。このような技術動向に鑑み、検定合格警備員の配置基準を見直し、システムのみで完結できる環境を整備すべきである。</p>		警備業法第18条、第23条、警備員等の検定等に関する規則第2条
12	工場立地法に基づく緑地・環境施設の面積基準の緩和	<p>工場立地法に基づき、一定規模の面積を有する工場を対象として、敷地面積に対する緑地・環境施設の合計面積は25%以上（うち緑地は20%以上）とすることが定められている。また、市町村は地域準則を定めて緑地率を緩和・強化できる。</p> <p>工場立地法の制定以前に建設されていた工場の場合、建設当時の緑地率が適用されているが、この工場が老朽化して新規更新を行うためには、原則として20%以上の緑地率を確保する必要がある。このため、敷地面積に余裕がない場合には、既存の建屋を撤去して緑地を新たに確保しなければならないため、企業の事業計画に大きな影響が生じ、既存拠点を生産拠点として使用できないケースも生じている。</p> <p>既に、一部の市町村が条例で緑地率を引き下げているところ、国としてさらなる企業活動の活性化を図る観点から、工場立地に関する準則で定めた緑地・環境施設の合計面積の基準を25%から20%へと緩和すべきである。</p>		工場立地法第4条、第4条の2、工場立地に関する準則第3条
13	信書の取り扱いに関する規制緩和	<p>大企業を中心に、グループ内の間接部門等の業務を集約して、特定の企業が担う「シェアード化」が進んでいる。その一例として、障害者雇用の推進に向けた特例子会社の活用を目的に、信書等の文書の仕分け・送達業務をシェアード会社に委託している例が見られる。</p> <p>このような場合、シェアード化以前には不要であった信書便事業の免許が必要となり、過重なコストが発生している。同一企業であれば、事業所間で従業員を輸送する連絡バスに信書を乗せて送達することは差し支えないものの、シェアード化により、グループ内の別法人となった途端に、他人の信書を送達しているとみなされ、当該企業が信書便事業の免許を取得し、別便を配車して輸送せざるを得ず、グループ全体でコスト増を招いている。</p> <p>そこで、グループ企業内の別法人が信書を一元的に管理している場合においても、委託側の親会社と受託側のシェアード企業を一体とみなし、免許を取得せずに信書を送達できるよう、規制を緩和すべきである。</p>		郵便法第4条、民間事業者による信書の伝達に関する法律第6条、第29条